

第1章 日本のコモンズ

——生活の安全保障の視点から

菅 豊

はじめに

日本は、「コモンズの国」だった。「だった」と過去形にするのは他でもない。そのコモンズの様相は、現在では大きく変容し、劣勢となっているからである。コモンズを、「複数の主体が共的に使用し管理する資源」と定義するとき、日本の前近代には、そのコモンズを支える仕組みが人間の生活空間を大きく覆っていた。そのありようは、近代以降、国家政策によって変化、あるいは消去され、また、経済的変容の過程で自ずと衰退してきた。しかし、それは、140年間以上の近代の変革状況を経ても、完全にその存在意義を失ったわけではない。むしろ、現代日本社会の社会科学は、そのありように残滓以上の価値を見出し、将来に向けて再構築して活用する可能性を模索しつつある。

現代社会では、環境や資源をめぐる、「私（個）」や「公（官）」が、大きな力を保持し、社会に対し強く影響を与え続けている。新自由主義の趨勢を見るまでもなく、「公」は、経済や社会の自律性に政治が介入しないという至ってもっともらしい理念により、「私」が合理的に行動する競争原理を増幅した。さらに新古典派の経済論理が浸透することによって、市場経済に基づく「私」の利益が最大に尊重されたことと相まって、「原子論的な個人」(social atom) が生成されつつある——東日本大震災後、反省されつつあるが——。そのように極度に「公」や「私」が突出し、社会の制度設計が「公」と「私」の両者にのみ極端に収斂する社会化が進行した結果、人間社

会に不可逆的な格差が生まれ、人間生活は不安定の度を増し続けているのである。そのような状況が、種々の困難な問題を生起させていることは、昨今の社会状況をみれば火をみるよりも明らかである。

現代の趨勢として支配的である、グローバルに展開する新自由主義的な政治の「いきすぎた」動き、あるいは、新古典派的な経済の「いきすぎた」仕組みに対する疑念と反省は日々高まりつつある。2009年に、アメリカの政治学者エリノア・オストロム (Elinor Ostrom) が、非経済学者であるにもかかわらず、コモンズ論でノーベル経済学賞を受賞したことは、まさにそのような反省と無縁ではなからう。現在、「公」と「私」の間に存在する曖昧な共的世界——コモンズ——の意味が問い直され、その可能性が注目されているのである。現代社会において、「公」と「私」のみでは掬いきれないような状況を処理するための、古くて新しい社会技法として、また、極度に「公」と「私」に収斂する社会のバッファとして、コモンズ管理の仕組みの可能性が模索されているのである。

この日本のコモンズを考える上で、私たちは2つの論点を視野に収めなければならない。この2つの論点は、大きく異なるように見えるが日本社会の基底でつながっている根本原理であったといえる。

まず、日本のコモンズを考える上で、重要な論点が「入会」の問題である。日本では、山野河海において、コミュニティを基盤とする資源の共同管理と利用が展開され、それは入会と称されてきた。それは、コミュニティの構成員が共同で空間や資源を管理し利用する社会制度である。入会は、日本のコモンズの典型的な表出型といっても過言ではなく、世界的なコモンズ論のなかでも注目されてきた (McKean, 1992, 2000 など)。

次に、日本のコモンズを考える上で重要な論点が、「コミュニティ全体を覆い尽くす論理」の問題である。従来の日本のコモンズ論は、入会 (入会に類する海や河川での諸制度も含む) の問題を主たる題材として取り扱ってきた。そこでは、ときとして入会地といったコミュニティの一部分の共的空間や、そこにおけるコミュニティの一部の共的活動に限定して対象化してきた。し

かし、その入会の原理は、コミュニティ全体の共的原理が表出した一部分とみなすことができる。そして、入会、およびコミュニティ全体を覆う全体的なコモンズの様相は、これまで日本の地域社会に住む人びとの生活の安全を¹⁾保障し、弱者を救済することに機能してきた。

本章では、世界的に注目されてきたコモンズとしての日本の入会、そして、それを育ててきたコミュニティの全体のコモンズ性が、人間生活の安全保障と弱者救済に機能してきたこと、そして、その機能から現代社会が学ぶうることについて検討する。

第1節 「入会の悲劇」論

入会を考える上で、もっとも想起しやすい対象は、林野での入会に基づく活動であろう。日本の農山村に生きる人びとは、日常生活を維持する上で必需の資源をそこから得ていた。林野では、用材や薪炭、また肥料・飼料となる植物などが利用されていた。また、キノコや山菜などの食料資源も、そこから供給されていた。その活動は慣習であるとともに、近代法によって「入会権」として位置づけられる権利でもあった。

かつての日本には、このような林野の入会とともに、海や川、湖沼においても同様の共的な利用が存在した。それらは一体として共的資源、共的社会システムを保持するコモンズだったのである。ただし、それらは明治以降の法体系のなかで分断されてしまい、山林・原野以外の権利は「入会権」としては位置づけられていない。たとえば、河川や湖沼、海では魚介類なども、かつては入会的に利用されていたが、それは現在では「漁業権」という権利表現がなされている。漁業権のなかでも「共同漁業権」は、林野の入会と酷似する。共同漁業権は、「一定の水面を共同に利用して営むもの」であり、具体的には、海の磯で行われるアワビやサザエ、コンブ、ノリなど固着的な水産動植物の採取、地先水面の地引き網、エリや築 (魚類を陥穽する固定的漁法) などの漁、さらに河川湖沼等の閉鎖水域で行われる漁業などを対象と

した漁業権である（三俣・森本・室田，2008，41-42）。それらは，まさに海や河川，湖沼の入会と呼んで差し支えなからう。

さらに鳥獣狩猟にも，共的な利用がみられた。明治政府は，近代狩猟法整備の段階で，旧来の狩猟地使用の慣例を「共同狩猟地」として位置づけた。たとえば，明治28年に公布された狩猟法第7条では「従来地方ノ慣行ニ依リ一定ノ区域内ニ於テ共同狩猟ヲ為ス者」に，その狩猟地の継続使用を認め，銃器以外の伝統的狩猟技術が共的に継承されてきた。狩猟をめぐるも入会的利用と管理が存在したのである。また，水も共的な資源であり，共的に利用することが前提となる稲作灌漑などの用水は「水利権」として，現在でも厳格に権利化されている。かつては，自然に依拠する人びとの周りには，一体となる共的世界が広がり，共的な資源の利用と管理がとり行われていたのであるが，日本の近代化の過程でそれは「権利」として分断されてきたのである。

さらに，そのような共的世界は，近代化によって解体，消去させられるという憂き目にあった。日本では19世紀末より，ヨーロッパ流の民法を移入して近代民法を整備し，そのなかで一物一権主義を前提とする土地所有権が規定された。土地の所有者は，一定の土地を直接に支配して利益を受ける排他的な権利が，不可侵のものとして法的に保障され，法令の制限内において，自由にその土地の使用，収益，処分をする権利を有するようになったのである。このような，考え方の伸張と浸透のなかで，コモンズとしての入会的あり方は否定されてきたのである。とくに，山林原野における陸地の入会は，まさに近代とともに解体させられてきた。

入会に関し，法学的所有論では，「総有」という概念を用いて理解している。総有は，共有や合有と並んで共同所有の諸態様の一つである。それは，「農業—漁業共同体に属するとみなされる土地（牧場・森林・河川・水流等）をその構成員が共同体の内部規範により共同利用するとともに，同時に共同体自身がその構成員の変動をこえて同一性を保ちつつその土地に対し支配権を持つところの，共同所有形態」（川島，1960，136），と一般に定義づけられ

る。簡単にいうと，所有物の持分権が構成員に認められず，そのため処分や分割請求が認められない共同所有の形態である。入会権などがその性質の典型とされており，そこでの所有物の管理，処分の権限は総有する集団（入会集団など）に属し，使用，収益の権限は総有の構成員に属すると，一般に理解されてきたものである。それはすべてのものを交換可能なシステムに位置づけようとする一物一権主義，さらにそれを旨とする近代所有法にとっては解消すべき難題であった。そのため，それは，明治に国家法のもとで行われた入会地官有地化，さらに官有地での入会権収奪という，前代から引き続く農村生活の国家的破壊状況を生み出すことになった。

近代的制度の確立を主眼とする政治や学問の大勢は，前代の遺習として曖昧，不完全な権利関係にあった入会権を，否定的にみていた。たとえば，1915（大正4）年，官有地編入による入会権の消滅を是とした大審院判決が出されると，石田文次郎，我妻栄，植村恒三郎などの法学者によって支持されるという学界状況にあった（宇佐美，1981，9）。このうち民法学の先駆者である我妻栄は，入会権の弊害について以下のように指摘する。

「第一に，入会は，その土地の管理を怠らせ収益の絶対量を減少させる傾向がある。第二に，入会は，土地の荒廃を招き（「入会地は荒れる」），水源地を崩壊させ洪水の災害を増すおそれがある。第三に，入会権の存在は，土地の開発を妨げ，その交換価値を減少させるおそれがある。」（我妻栄，1932（1985），431）

我妻は，社会経済の発展にともなって自然経済が衰退し，交換経済が拡大し交通が発達するにしたがい，入会権のもつ農業的価値は減退するばかりか，その弊害が増す傾向があるとしている。したがって，このような弊害に対応した入会権の整理と消除の政策——入会の解体——は，その弊害の範囲内では社会の経済的発達からみて妥当であると，条件付きで国家政策を支持している。この観点と政策は，ギャレット・ハーディン（Garrett Hardin）の

「コモンズの悲劇」論を彷彿とさせる。

周知のごとく、アメリカの生物学者ギャレット・ハーディンは、資源管理研究や資源管理政策に、コモンズという言葉を重要概念として提起したパイオニア的存在である。ハーディンは、1968年、『サイエンス』誌上に、「コモンズの悲劇 (“The Tragedy of the Commons”）」と題する衝撃的な地球滅亡のシナリオを発表した (Hardin, 1968)。ハーディンは地球環境問題を考えるにあたって、コモンズ的な資源利用のあり方は、人類に悲劇的な結末をもたらすとして、警鐘を鳴らした。彼は、日本の入会に類似する在地的な共的資源であった中世イングランドやウェールズのコモンズをモデル化し、「比喩」「たとえ話」として掲げ、地球規模の資源管理と人口抑制策、排出物規制策の必要性を強く説いたのである。それは、すべての人に開かれているコモンズにおいて、経済的に合理的な思考をもつ人たちが、利益追求のために過剰利用を行うために、最終的に荒廃し崩壊するというモデルである。ハーディンは、このモデルをもとに完全な公的管理——国家的管理——か、完全な私的管理でない資源は、いずれ滅ぶと主張した。その主張は、「コモンズ解体論」と理解して良いであろう。

このコモンズ解体論が、人口に膾炙し、その後の資源管理政策に大きな影響力をもったことからすれば、その論に先立つこと30数年前に、「入会地は荒れる」と主張し、その解体を肯定視する「入会の悲劇」論を主張していた我妻は、まさに先駆的といえるであろう。近世末から徐々に入会地の分割利用や、階層分化にともなう土地所有集中などの入会慣行の崩壊がみられ、近代に入ってさらに共同体規制の弛緩と、人口の増大、生活苦といった要因によって入会地が過剰に利用され、少なからず荒廃した状況と照らし合わせると、その見解は一定の妥当性をもつように受け止められる。

しかし、コモンズの悲劇が、普遍的に生起するものではなく、ときには「コモンズの喜劇——コモンズが持続的に維持される」という状況まで成り立ちうることを、後年、多くのコモンズ論者が発見したことから判断すれば、その「入会の悲劇」論は、必ずしも妥当性を有する考え方ではなかった。そ

の見解は近代の成立とその浸透に対し何ら懐疑の念をもたず、その肯定を前提とする立脚点から眺めた入会像であった。我妻自身、後年、入会権を「貧窮な農民」を救済する——コモンズ論でもコモンズが弱者救済に機能することが指摘されている——ものとしてとらえ、国家および地方団体の林業政策、治山・治水対策から弊害をなくすことによって入会権を存続させるべきであったことを主張し、入会権の公権力による消除を強く批判した。当時、入会慣行そのものの瑕疵よりも、むしろ近代における社会・経済の構造変化と、それへの政策的対応の瑕疵こそを問題とし、批判しなければならなかったのである。

しかし、我妻に代表される転向的入会肯定論が主張された後も、日本の入会めぐる政策は、それを明確さを欠いた前近代的な社会制度であると位置づけた。それを解体し近代的所有権制度に吸収する政策は、ほとんど変化することはなかった。その解体、消滅を促進するために、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」が1966 (昭和41) 年に制定され、現在でもそのような入会を「近代化」の名の下に「整備」する法律は生きているのである。生活の変化——燃料革命や食文化の変化——や、生計経済から市場経済へのドラスティックな変化、人口移動の流動化という近代化を契機として、入会とそれが管理してきた資源への人びとの依存度が低下し、現在の意味が失われたという観点から、入会解体政策は、当然視されてきたのである。

第2節 日本の伝統的コモンズと生活の安全保障

かつて、コミュニティに生活の基盤をおいていた日本のそれぞれの地域では、多種多様な資源をめぐって多種多様な入会を発達させていた。そして、その入会は人びとの日常の生活や生存を維持、永続させる上で重要な意味をもっていたのである。それは、「基本的ヒューマンニーズ (basic human needs, BHN)」を充足し、「生活の安全保障 (livelihood security)」を実現し、

さまざまな要因によって生じた弱者を救済する場だったのである。

ここで新潟県村上市大川谷地区(旧山北町)の山林利用を例に、人びとの生活維持に密着した多様、かつ重層的なコモンズとしての入会についてみてみよう。大川谷地区は新潟県の最北に位置し、山形県と県境で接している。町域面積の9割以上を山林が占め、稲作などが行える平地は、大川が流れる谷筋に僅かしかない。そのため、古くは大川谷地区の人びとは、後背に広がる山や、谷あいを通る川に、その生活を依存してきた。大川谷地区は、1955年(昭和30年)に山北村として合併する以前には、大川谷村という行政単位であった。この大川谷村は、1889年(明治22年)の市町村制によって誕生した行政単位であるが、この領域は近世においては府屋組という一体性をもった支配単位であった。

大川谷地区の山は、近世において人びとの生活や生産を維持するために必要不可欠な素材を提供する空間であった。

第一に、山は人びとの日常の食料獲得の場として重要な意味をもっていた。山は、種々の採集活動によって食料を獲得する場所でもあった。現在、確認されるだけでも、山菜類はミズ(ウバミソウ)、ゲンゲイ(カタクリ)、ゼンマイ、ヤマユリ、ヤマカブ(ウバユリ)、フキ・フクロジ(フキ・フキノトウ)、ワラビ、ヤマウド(ウド)、タラ(タラノキ)、クズ、ヤマノイモなど数十種、木の実はクワ(ヤマグワ)、コクワ(サルナシ)、クリ、ヤマブドウ、トチ(トチノキ)、シダミ(ナラ)、クルミ(オニグルミ)、マツタビ(マツタビ)など十数種、キノコ類もスギモタセ(スギヒラタケ)、キタケ(キシメジ)、マイタケなど十数種と、非常に多様な資源利用を行ってきた。これらは採集してすぐに食卓に上らせるばかりではなく、大量に収穫して塩蔵、乾燥し保存食としても利用している。過去において、それら山の可食植物の食料に占める地位は、現在に比べてはるかに重要であったことは推測に難くない。クズなどは救荒食料としての意味をもっていたようで、山は安定的な生活を維持する上で必要な食料資源をストックする空間として機能していたのである。このような野生植物採取の活動は、とくにムラや地域で明確に管理

されているものではなかった。その活動は、自分の所有地、他人の所有地という区別はなく、また、自分のムラの領域、他のムラの領域という区別もなく、オープン・アクセス的な入会利用だったのである。

第二に、山は人びとの日常不可欠な薪を採集する場としても重要な意味をもっていた。近世において、この薪を確保するための山は、複数村で利用されていた。たとえば、大川谷地区塔ノ下というムラの山は、単に塔ノ下のみならず、府屋組(大川谷)の他村も利用する入会の山であった。塔ノ下の下流にある堀ノ内に残された1787(天明7)年の「堀之内村指出明細帳」によると、「當村より薪取ニ入會之村々 前々より塔下村・温出村・中濱村・府屋町江入来申候」(山北町史編さん委員会、1987b, 222)とある。また、大川谷の海岸部に立地する岩崎に残された同年の「岩崎村指出明細帳」にも「當村より薪取ニ入来村々之事 府屋組中濱村・塔下村此式ヶ所江入来申候」(山北町史編さん委員会、1987b, 225)とあって、塔ノ下の山林は、薪利用にかんして数村入会になっていたことがわかる。

第三に、山は人びとの生活の安全に不可欠な資材を確保する場として重要な意味をもっていた。近世において大川谷の各村は「組中用意林」という山林ももっていた。これは府屋組村々の「川除普請」、つまり河川改修の用材を確保するための山林で、そこはムラを越えた組という領域に寄与するための資源をストックする場所であった(山北町史編さん委員会、1987b, 222-227)。薪と河川改修用材に関しては、ムラを越えた地域基盤の入会利用だったのである。

第四に、山は人びとの生産活動に不可欠な肥料を確保する場として重要な意味をもっていた。「塔下村指出明細帳」(近世、年代不詳)によると「こやしのため草苜敷仕候節ハ当村之地内之山より苜申候」(山北町史編さん委員会、1987a, 248)とあり、田畑の肥料用の草はムラ内の山から確保していたことがわかる。それは、ムラ基盤の入会利用だったのである。

第五に、山は商品となる産物を確保する場としても重要な意味をもっていた。炭焼き用材は、居住するムラの山林から切り出すもので、他の集落へは

提供していなかった。また、大川上流のムラは、海岸部での製塩の燃料用材木（塩木）を供給し、現金収入を得ていたが、これもまたムラ内の構成員が山林を利用し、他村の利用を認めなかった。さらに商品価値の高い木は、積極的に植林され、個人的に管理されることもあった。塩木と並んで換金植物として重要なものにウルシがあった。大川谷地区では早くから山にウルシを植林し、ウルシ・蠟をとって換金していたが、その生産領域は塩木と同じくムラ内に限定されていた。1696（元禄9）年に書かれた「漆木御役木数村々扣帳」の写しによると、塔ノ下に「漆木三千四拾貳本 外二千四百四拾本 小木 御役漆六貫四百三拾壹匁 蠟八貫七百七拾匁」（山北町史編さん委員会、1987b, 283）とある。このウルシの栽培権は、当時「漆定納」「蠟定納」の納付と引き替えに個々の家に付与されている。しかし、ウルシの木自体は所有されていたが、ウルシの生えている地所、すなわち山の土地面は個人で所有されていたわけではない。ムラの山に、個人の所有する資源が上物として存在していたのである。炭焼きや塩木、ウルシという商品的な資源を生み出す場合、その空間はムラ基盤の入会利用だったのである。

人びとの生活を下支えしてきたこのような近世の山林の入会利用は、明治に入るとその様相を大きく変貌させられる。ムラや組といったコミュニティを基盤とする入会利用が、個人を基盤とする私的利用へと転換させられるのである。

1872（明治5）年、地券が交付され、翌年、地租改正にともない、林野の官一民区分が明確にされた。この際、ウルシ栽培や植林などの個人的、固着的な働きかけの継続が認定できる山林は、その働きかけをしていた個人の所有とされ、また、はっきりと認定されない山林は塔ノ下村の公有とされ、山林の所有がはじめて明確に確定された。栽培という人為的関与が明確なウルシや、建築用として植林していたスギは、私的占有の証として土地所有の根拠となされたという。

1876（明治9）年には、私的分割がなされず公有地に編入された山は、改めて民有地とされ、村の共同民有地として扱われた。その後、1889（明治

22）年、市町村制度の施行にあたって、従来の塔ノ下村は行政自治体としての地位を失い、塔ノ下村に属していた山林は大川谷村に移管されることとなった。それは、ムラの財産を大きな行政単位へ接収されることであり、従来のムラの所有と利用が否定されることを意味していた。このとき、塔ノ下の人びとがとった選択肢は、ムラの共同民有地をさらに分割して、各人で私有地化することであった。

この時期、林野の所有権が確定してくるにつれて立木の販売が活発化し、これによって旧来、田畑と異なって所有意識の希薄であった山林も価値があるものとして扱われるようになった（山北町史編さん委員会、1987a, 405）。そのために私有化は促進され、山林は集積する対象として認識されるようになっていたのである。ここにコモンズとしての山の所有・利用観や経済の変革と、それを背後で支えた国家政策、法制度を看取しなければならない。山は、ムラのものではなく自分たち個人のものにすべき対象として認識されるようになり、かつ、個人のものにすることが外的に促進されたのである。

だが、山を個人のものにするにあたって、すべてを個々の家で細分化したわけではない。これを契機として、塔ノ下では共同民有地を名義人で分割するものの、一方である程度の山を共同名義の「共有林」——これはあくまで私有地である——で残し、実質、「部落有林」という形で利用することを継続した。その部落有林では、先に述べたような、土地の所有にかかわらずムラの構成員すべてに利用が認められるという近世的な山林の利用形態が、限定されつつも継続されていた。その後、塔ノ下では戸数が19戸に増加するまで、共有林を新しい家に分割したが、ついに大正時代に共有林のほとんどを19戸共有の名義にして、それ以後よそから来住したものはもちろん、分家にも分割しないこととなっている。

1928（昭和3）年9月に改められた塔ノ下の「村並加入規約」（山北町史編さん委員会、1987b, 488）には、ムラの新規加入戸には、「第八條 共有土地ハ勿論地上産物及共有名義ノモノニハ一切加入セシメザルコト」とある。したがって、新規の家が山林を所有するためには、個人所有の山林を分割して

もらうしか手立てがなかった。現在も共有地はこの19戸の名義になっており、それにかかる固定資産税は「十九戸割り」という方法で、19戸が均等に負担している。

ただし、その山の私有化によって、山のすべての資源が特定の家によって閉鎖的に、独占的に、排他的に所有されたわけではなかった。「村並加入規約」には、「地上産物」の利用を新規に入ってきた家に認めないことが規定されているが、実際は生活を維持する上で不可欠の雑木、落ち枝等の薪使用は村並に加入している家には認められていたし、食料資源として重要であった山菜やキノコなどの産物の利用は認められていたのである。また、雪除け用材、小物細工の素材として頻繁に利用される竹は、生活に密着した不可欠な素材であるためムラタケヤマに指定されて、先の19戸で分割所有されていたものの、利用は村並に加入しているものであれば誰でも無償で利用することができた。つまり、山は近代に入って私有地化が進行し、その所有に関して閉鎖的、排他的になっていくが、生活や生存に不可欠な資源の利用に関しては、コモンズ的な共的利用が継続されていたのである。

コモンズとしての入会利用は、元来、生活を支える多様な資源を機会平等的に供給し、人間生活の安全を保障する役割を果たしていた。しかし、近代に入ると、政策的に所有が「権利」として細分化され、所有の枠組みから外れた人びとが生み出されてきた。ただ、そのような近代化の過程においても、その私有の底辺にコモンズ的なムラの論理が記憶され続けてきたのである。そして、そのコモンズは、近代的な所有の「権利」から抜け落ちた弱者を救済する役割を果たしていたのである。

第3節 ムラ全体の生活の安全保障

このようなコモンズが果たす生活の安全保障機能や弱者救済機能は、なんにも山林の入会利用だけに限定されるものではない。大川谷地区の中心を流れる大川では300年にもわたって伝統的なサケ漁が営まれている。それは川の

「入会」であり、各集落が厳格に組織化し、明文化された規則を定めて管理してきたムラ基盤のコモンズであった(菅, 1999, 2005, 2006)。それは土地所有の多寡、村落加入の新旧に関わらず、平等に参画できる活動だったのである。先に紹介した、1928(昭和3)年に書かれた集落の規則「村並加入規約」には、村並加入の「義務ヲ履行シタル上ハ鮭川漁業ニ加入セシムルコト」とある。つまり、集落の構成員はすべてサケ漁を行う権利が与えられていたのである。その資源も、流域住民の生活の安全保障や弱者救済に大きく寄与していたことは間違いない。

さらに、大川沿いの河川敷にはカワラバタケという不完全な畑作地が広がっていた。カワラバタケは自家菜園であり、とくに組織やルールはない。サケ漁のように厳格な組織もなければ、また明文化された規制、規則というものも存在しない。ただし、それは昔から受け継がれている曖昧な不文律という緩やかな仕組みによって維持されている。明文化されてはいないが、暗黙の緩やかな「決まり」によってその利用は律せられてきたといえる。そのカワラバタケは、かつては主として耕作地をもたない住民、あるいは僅少しか所有しない住民たちによって積極的に行われていた。当然、土地を多くもつ家ならば、自らの耕作地を利用すればいいのであるから、そのような河川敷の不安定な小規模耕作地に乗り出す必要もなかった。それは、先に述べたような近代的な所有の「権利」から抜け落ちたような人びとを吸収し、経済的に格差が生まれるなかでそれを是正するバッファとなったのである(菅 2008)。

近世の村請制度²⁾によって支配と自治のユニットとして構成されたコミュニティは、近代に大きく変貌した。それとともにコミュニティが育んできたコモンズも大きく変貌した。しかし、その変化は表面上ドラスティックであったが、実際は、所有などという近代的スキームの底辺に、かつての姿を留め置いていたのである。すなわち、土地の私有化が進展する状況でも、その私有された土地や資源に、コミュニティ全体の価値を内在させ続けてきたといえる。その様相は、日本の土地所有の実態に独特の影響を与えている。その

実態とは「土地所有の二重性」である。

日本において、一物一権を旨とする近代法からいえば、私有する土地の使用、収益、処分の権限を、その所有者は私的に支配できるはずである。しかし、実際は日本の在地社会において、その私的権限は制約を受けることがあった。公的に保障される私有という原理の下には、近代において廃絶されたはずのコミュニティの原理が隠れながらも温存されるという実態があったということである。その実態が「土地所有の二重性」であり、大きな変貌を遂げた日本の近代的コモンズの実態なのである。早くから日本の農村社会学では、近代的所有権とずれているこの実態を発見していた。

「土地所有の二重性」とは、日本の村落社会の土地のほとんどが個人に私有され個人の土地とされているが、その基盤にコミュニティの領域全体をムラの土地とする認識が存在するという考えである。この基本的な考え方は、農村社会学者の川本彰によって提唱されている。川本は、富山県や奈良県における実地調査のなかで、「領」あるいは「領土」というムラ領域を示すフォークタームに注目して「土地所有の二重性」論を以下のように展開している。

「ムラにおける土地所有はいかなる構造をもつか。ムラにおいて「家」は他の「家」と相互依存の関係にあってはじめて生活が可能である。この「家」連合の範囲がムラであり、そのムラは「家」における家産と同じくムラ産ともいうべき土地を基盤にもっていた。ムラ産は家産の連合という性格をもつと同時に、その基盤にあって家産を家産たらしめるものであった。ゆえにムラにおける土地所有関係は複雑に累積していた。ムラにおける土地所有に私的³⁾所有と総有の二種類がある。しかし、ムラにおいてこの二つは相反するものでなく、私有にも、その基底に総有が潜在的に働いていた。……ムラ全体の土地は空間的には各「家」の個別的家産である土地とムラ総有の山林原野、あるいは道路、水路などからなっている。ムラ総有としての土地はムラ総有の山林原野、道路、水路

だけをいうのではない。全体をひっくるめてすべてがムラ全体の総有であった。オレ達のムラの土地であったのである。」(川本, 1972, 138)

「私有にも、その基底に総有が潜在的に働いていた」というムラの所有のあり方は、土地が個々の村民のものであると同時に、ムラ全体のものとして利用されていた近世的所有のあり方が、近代にもなお通底していたことを表現している。つまり、近代的所有権が何の疑いもなく当然とされるような近代社会においても、実は前近代的論理が未だなおかつ存在したということである。

この日本における「土地所有の二重性」に関し、環境社会学者の鳥越皓之は、さらに新たな現代的意味を見出している。それは、「土地所有の二重性」の原理が「弱者生活権」の保全と、環境問題の解決に寄与しており、また、将来的にも寄与する可能性があるという指摘である(鳥越, 1997a)。鳥越は、次の段階として「土地所有の二重性」を発展、拡大して、所有よりも利用に重きをおく「共同占有権」(鳥越, 1997b, 68)という概念を提示し、現代社会の環境論をとらえようとしている。共同占有権は「当該地域に住んでいる人たち全員が、地域社会住民の“総体”としてもつ権利」であり、その権利を主張する主眼は、現代的な市民に所有権を越えて利用する権利を付与することにある。同じく環境社会学者の嘉田由紀子も、日本の農村社会に同様の基本原理が通底し、その背景に労働(働きかけ)と資源の循環的利用のなかで、村落生活を維持しようとする生活保全の原理を見出している(嘉田, 1997, 72-83)。

従来、日本のコモンズの研究では、権利として近代に固定された入会を中心に研究がなされてきたが、実は日本ではコミュニティ全体を覆うようなコモンズ的世界が広がっていた。そのコモンズの全体性のなかで表に目立ちやすく露呈したものが、入会だったのである。

第4節 結語——現代日本でコモンズの再構築は可能か？

先に述べたように、現代社会では前近代とは異なり、入会の存在意義は薄れているとして、政策的、法的に否定的な判断をなされてきた。現代社会では、食生活で山に依存することは少なくなったし、物資は市場経済を媒介にしてコミュニティ外、地域外、国外から流入してくる。また、人間の移動は同じくコミュニティや地域を越えて流動的、非定着的になっているし、生活の安全保障機能や弱者救済機能も「公」が行う社会保障制度によって代替——完全ではない——されている。そのような現代的状況のなかで、共的なコモンズとしての入会は、その存在意義を問われている。しかし、コモンズとしての入会は、生活の安全保障機能や弱者救済機能以外にも、資源へのアクセスの平等性と葛藤の解決機能や、資源保全機能や生態学的持続可能性保持などの多岐にわたる機能が再認識されているのであり、その存在意義は現在でもいささかも失われてはいないといえる。ただし、それは現状残存しているコミュニティを基盤とする伝統的コモンズとしての入会に関しての、肯定的評価ともいえる。

それでは、現在、コミュニティ的な社会のつながりが希薄化した社会——非コミュニティ型社会——において、日本のコモンズの論理は、いかなる役割を果たすことができるのだろうか。

たとえば、人間関係の希薄化した都市において、それは一定の役割を果たすことができよう。コモンズを構築することが、「健全な——これを決めることはかなり困難であるが——」コミュニティの構築に寄与する可能性は十分にある。血縁的つながりや、古くからの地縁的つながり、あるいは感情的なつながりという従来の関係を共有しない人びとが集住する空間に、コモンズ的世界を構築することは、集住する空間をコミュニティ化する可能性がある。これまでのコモンズ研究では、社会的紐帯がア priori に存在する在地社会で、うまく機能するコモンズが主として論じられてきた。コミュニティ

として機能する社会は、強弱の差こそあれすでに最初から組織化がなされており、規則ならずとも規範的な取り決め程度は共有され、構成員相互間のコミュニケーションが自然になされている。そこには、円滑な協調行動を生み出し、社会生活維持の効率を高める信頼やノルマ、ネットワークというソーシャル・キャピタル (social capital) が、歴史的に蓄積されてきたのである。そういう社会にあつて、協調行動を基盤とするコモンズは容易に生成されてきた。

しかし、社会的紐帯がア priori に存在しない社会においては、逆の道筋をプランする必要があるだろう。それは、ある集住範囲でコモンズを生成させ、そこに協調行動を生み出し、それによってソーシャル・キャピタルを醸成し、コミュニティの強化につなげるという道筋である。コモンズの生成と、それを維持するための協調行動の生成は論外容易ではないが、現代のコモンズ論の有益性は、そのような逆の道筋をプランすることによって高められるのである。

一方、現代社会におけるコモンズ論の限界性をも、私たちは認識すべきである。コミュニティそのものもつ「排除性 (または排他性, excludability)⁵⁾」は、いかんともしがたく社会の現前に横たわっている。排除性とは対象物に対する利用のメンバー外へのアクセスを制限する能力で、コモンズを管理する社会的仕組みの特徴とされてきた。排除性が高いと、対象物の管理能力を高めることができる一方、排除性が低いと、対象物へのアクセスの正当性を有しない者、また対象物の維持や管理に責任を負わない者、すなわちフリーライダーを排除できなくなり、対象物の持続的管理に支障をきたしやすいと考えられる。すなわち、コモンズの管理を成立させるには、排除能力が高いほど好都合である。しかし、それは逆にいうと、その排除能力が高ければ高いほど、それが管理する資源利用が制限的——不自由——になるのである。つまり、ある種の構成員の画定を前提とするコモンズ論では、その構成員に含まれないものは排除されるのである。

たとえば、多様な人びとが集住するコミュニティ内の低所得者層などの弱

者。その生活の安全保障に、コミュニティ内に新しく生成されたコモンズが寄与することは、現時点ではかなり想像しがたい。また、都市のなかに存在するホームレスなどの弱者。その問題はコミュニティという社会組織の構成員としては、最初からほぼ排除されている。そのような弱者に対し、かつてのコモンズが果たしてきた救済機能を発揮することは、非常に困難なことである。また、とくに社会保障制度に乗りにくいホームレスなどの場合、旧来のコミュニティ的仕組みそのものを拒絶する場合もあり、コミュニティを基盤とするコモンズ論では、容易に解決できない。

しかし、そのような弱者は、常に社会のなかに自分たちの生活を維持させるコモンズのバッファ——あくまで「的」がつく表現である——を求め続けている。以下の新聞記事は、そのような弱者が、自ら辿り着いたアジール空間に関するものであり、それは今後、非コミュニティ型のコモンズをとらえる上で、一考を要する内容である。

「河川敷に菜園・鶏、十数年にわたり無断で営農 国、自立策探る
荒川のホームレス男性

埼玉県川口市の荒川河川敷に、菜園と小屋が作られ、ウコッケイや鶏が走り回っている。バブル経済崩壊後、地元の鋳物工場を解雇されたというホームレスの男性(61)が、十数年にわたって無断で「営農」し、自給自足の生活をしてきた。違法行為をやめるよう国土交通省が求め続けているが、応じる様子はない。(奥田薫子)

河口から上流約21キロにある同市内の河川敷。約40平方メートルの敷地が占拠され、2畳ほどの母屋と3棟の鶏小屋が廃材で建てられ、菜園もある。小屋の内外で、丸々と太ったウコッケイや鶏計約10羽が飛び回る。

『あるじ』の男性は東北出身。鋳物工場が立ち並び、小説や映画『キューポラのある街』の舞台となった市内で長年、鋳物職人として働いた。

しかし、バブル崩壊で景気が悪化した1995年ごろ、工場を解雇されて失職。河川敷に住みつき、鶏などを飼い、鶏ふんを肥料にトマトやナス、ネギなども育て始めた。

河川法では、国の管理する河川敷で無断で小屋を建てたり耕作したりすることは禁じられている。国交省荒川下流河川事務所は同年ごろから、違法行為をやめて自立するよう説得を続けてきた。鶏ふんで周囲が汚れ、衛生上の問題や鳥インフルエンザの心配もある。『河川敷を安心して散歩できない』など苦情も多く寄せられているという。近隣からは『鶏が列をなして公道を歩いたりして邪魔』との不満も聞かれる。それでも、男性は『年を取り、ここ数年は日雇いの仕事もない。入所施設に行けば農業ができないし、集団生活も不安』と応じない。

同事務所の調査によると、管内の東京都江東区——埼玉県戸田市の約29キロにわたる河川敷では、99年は340人だったホームレスが昨年末には約540人に達した。担当者は『リストラで住む場所を失った人が多い』と言う。

不況で仕事もままならず、生存権の問題もあるとして、『強硬に「出て行け」とは言えない』。男性の自立策を何とか探りたいという。」

(2010年1月6日朝日新聞朝刊社会面)

ホームレスによる公物(河川敷)の不法占拠と、それに対する行政の問題視、そして、地域住民の安全に対する不安視——それは社会問題ではあるが、その問題のなかには、排除性の困難さが潜んでいる。

「年を取り、ここ数年は日雇いの仕事もない。入所施設に行けば農業ができないし、集団生活も不安」というホームレスの男性の言葉は、単純な就業問題だけではなく、自己実現——アマルティア・センがいうケーパビリティ(capability)に通じる——の問題、そして、今の社会保障制度が依拠する集団というコミュニティそのものを拒絶する問題が浮かび上がってくる。コミュニティに立脚し、その排除性を不可避の維持条件としてきた従来の日本の

コモンズの論理では、このような問題を克服することは困難なのである。

しかし、河原のように古くから社会の周縁であった空間が、アジールの占拠され、古くからのコモンズと同じようにバッファとなって、弱者を僅かながらも救済——あくまで限定的な——する機能を有していることには、注目くらいはしておいても良いであろう。そのような空間は、現代社会におけるコモンズとして、再度検討するに値する機能と、空間的価値をもっているのである。もちろん、河川敷を、弱者救済のコモンズ空間として公的に位置づけよと、筆者は主張しているのではない。そのような固定化は、新たなセグリゲーション（空間隔離による差別）を構成するのであり、弱者の根本的救済にはなりえない。また、アジールの空間を敢えて選んで入ってきた人びとは、制度化された段階で、その空間を選択した動機を失ってしまう可能性もある。しかし、アソシエーション型社会、あるいは非コミュニティ型社会において、もしコモンズの可能性を探るのであれば、そのような問題から目を背けることはできない。現状、世界に誇ってきた日本のコモンズの論理が、現代社会に応用可能な論理なのかどうかは、さらに検討の余地があるといわざるを得ないのである。

たしかに、コモンズに類する「民法にいう〈総有〉的な構造は、決して入会権など前近代的な遺制に限定されず、社会的共通資本をめぐる公的機関の排他的な管理権能と一般市民の非排他的な利用権能との対抗という、きわめて現代的な課題を提供していることに注目したい。〈総有〉形態の復活といってもよいのではなかろうか。」(吉田, 1991, 351), と社会情報学者・吉田民人が述べるように、コモンズとしての総有を現代で論じる意義は大きい。また、コモンズ論を先導する経済学者・室田武や三俣学が、「地域（生活世界）の視点に立って、国家や市場を相対化するとともに、地域の有するさまざまな力を最大限に発揮させるにはどのような制度や政策が構想されるべきか」(三俣・森元・室田, 2008, 11-12)ということについて議論し、極度に「公」と「私」に収斂する社会の緩衝装置としてのコモンズの可能性を模索した近年のコモンズ論は、大いに可能性を秘めたものである。しかし、その

立論からこぼれ落ちる人びとが存在すること、そして、その原因が日本のコモンズの本来の性質の限界——排除性——に起因することは、日本のコモンズを高く評価するものは改めて理解しておかなければならない。現時点では、日本の伝統的コモンズの論理は、万能薬ではないのである。

注

- 1) 従来、地域社会におけるコモンズを、実体的なフィールド研究によって論じる立場から、共有財産システム (common-property systems) が1, 生活の安全保障 (livelihood security), 2, 資源へのアクセスの平等性と葛藤の解決 (access equity and conflict resolution), 3, 生産の様式 (mode of production), 4, 資源保全 (resource conservation), 5, 生態学的持続可能性 (ecological sustainability) など、有効な多面的機能を有することが指摘されてきた (Berkes, 1989, 11-13)。コモンズには、資源保全などの機能とともに、人びとの生活の安全保障機能があるのである。
- 2) 日本の近世において、農村の人びとの生活にとって、村、すなわちムラ（共同体）が生活基盤であった。それは村切という形で理念上、明確に空間領域が画定され、それぞれの村は、年貢などの公課の納入や法的な管理、検知などを共同に行う、いわゆる「村請制」の基本単位であった。それは、支配者側にとってみれば、農民を統治する単位であり、農民にとってみれば、生計を維持するために必要な共的システムの単位であった。この村切りと村請制という仕組みが、個人の土地の所持に大きく影響を与えていた。この仕組みによって、ムラは、生活や社会の共同性を強固なものとなされ、その共同性に基づく社会システムを保持することになる。「入会」はこの村請制度を基礎とし、個々の人びとが所持するのではなく、基本的に共同利用の場として留め置かれ、一村、あるいは複数村の人びとが共的に入り会って利用するケースが多かった。もちろん、近世においても、山を分割して所持する例も多く出てくるが、屋敷地や田畑地などの耕作地に比べれば、そこは共的な空間の性格を帯びていた。
- 3) 本来、総有という言葉は、ドイツの法学者オットー・フォン・ギールケ (Otto von Gierke) がいうところの Gesamteigentum の法学的訳語であり (川島 1958: 303, 1968: 50)、近代日本の法体系、法理論を構築するなかで法学者、法社会学者、法制史学者らが、その概念にまず注目してきた。一方、川本が使用する総有は、農村社会学、農村経済学などで用いられてきた用語であり、定義や意味内容、使用される対象ともに大きく異なるものである。そのため、理論的コミュニケーションにおける用語の意味についての不一致が法学系の社会科学と非・法学系の社会科学の間で生じ、総有の議論をする際に種々の問題を引き起こしている。その詳細については、拙稿 (菅 2004) を参照のこと。

- 4) 註(1)参照のこと
- 5) 経済学における「財貨」の分類では、「排他性 (excludability)」と「競合性 (rivalry)」という、二つの軸設定とその有無による四つのマトリクスで、類似の議論がなされてきた。排他性とは、コモンズ論でいう排他性とはほぼ同義であり、フリーライダー的な他人の利用を排除する性質をいう。また、競合性とは、控除性と同義であり、利用が他者の利用を疎外する、あるいは低減させる性質をいう。ここでは、排他性+競争性の性質を有する財として私有財 (private goods) が、排他性+非競合性の財としてクラブ財が、非排他性+競合性の財としてコモンズが、非排他性+非競合性の財として純公共財が位置づけられている。しかし、多様な common pool-resources を取り扱ってきた従来のコモンズ論では、非排他性+競合性の財のみをコモンズと位置づける単純化は、実態の一般的な共通理解にはなりえない。

引用・参考文献

和文文献

- 宇佐美繁 (1981) 『『入会権論』 解題①』 奈良正路著『入会権論』 3-34, 農山漁村文化協会。
- 嘉田由紀子 (1997) 「生活実践からつむぎ出される重層的な所有観」『環境社会学研究』 3 : 72-85。
- 川島武宜 (1960) 『民法(1)』 有斐閣。
- 川本彰 (1972) 『日本農村の論理』 龍溪書舎。
- 山北町史編さん委員会編 (1987a) 『山北町史・通史編』 山北町。
- 山北町史編さん委員会編 (1987b) 『山北町史・資料編』 山北町。
- 菅 豊 (1999) 「川の景観——大川郷にみるコモンズとしての川——」 鳥越皓之編『講座人間と環境 4 景観の創造』 昭和堂 : 92-117。
- 菅 豊 (2004) 「平準化システムとしての新しい総有論の試み」 寺嶋秀明編『平等と不平等をめぐる人類学的研究』 ナカニシヤ出版 : 240-273。
- 菅 豊 (2005) 「コモンズと正当性——「公益」の発見——」『環境社会学研究』 11 : 22-38。
- 菅 豊 (2006) 『川は誰のものか』 吉川弘文館。
- 菅 豊 (2008) 「川が結ぶ人びとの暮らし——「里川」に込められた多様な価値——」 菅豊, 福澤昭司, 湯川洋司著『日本の民俗 2 山と川』 吉川弘文館。
- 鳥越皓之 (1997a) 「コモンズの利用権を享受する者」『環境社会学研究』 3 : 5-14。
- 鳥越皓之 (1997b) 『環境社会学の理論と実践』 有斐閣。
- 三俣学・森本早苗・室田武 (2008) 『コモンズ研究のフロンティア——山野海川の共的世界——』 東京大学出版会。
- 吉田民人 (1991) 『主体性と所有構造の理論』 東京大学出版会。
- 我妻栄 (1932) 『物権法 (民法講義II)』 岩波書店 (なお本章では1985年新訂4刷

版に依拠した)。

欧文文献

- Berkes, F (ed.) (1989) *Common Property Resources: Ecology and Community-Based Sustainable Development*. London: Belhaven Press.
- Hardin, G (1968) "The Tragedy of the Commons," *Science* 162: 1243-1248.
- McKean, M (1992) "Management of Traditional Common Lands (Iriaichi) in Japan," in *Making the Commons Work: Theoretical, Historical, and Contemporary Studies*; co-ed. by Bromley D, et al. 63-98; San Francisco: Institute of Contemporary Studies.
- McKean, M (2000) "Common Property: What Is It, What Is It Good for, and What Makes It Work?" in *People and Forests: Communities, Institutions, and Governance*; eds. by Gibson C, McKean M, and Ostrom E. 27-55; Cambridge, Mass: MIT Press.

執筆一覧

Everyman: The Cultural Politics of the Indian Middle Classes (New Delhi: Routledge, 2011).

ムハンマド・H・アブデル・アール (Mohamed H. Abdel Aal) 第10章

1947年生。農村社会学専門。カイロ大学農学部教授。主要論文に「上エジプトにおける農業改革と小作問題」「構造調整の時代の農民と協同組合」など。

長沢栄治 (ながさわ・えいじ) 第11章

1953年生。東京大学経済学部卒業。東京大学東洋文化研究所教授。主な著書として、『アラブ革命 エジプトのユダヤ系マルクス主義者とシオニズム』(平凡社, 2012年), 『エジプト革命 アラブ世界変動の行方』(平凡社新書, 2012年), *Modern Egypt through Japanese Eyes, A Study on Intellectual and Socio-economic Aspects of Egyptian Nationalism*, Cairo, Merit Publishing House, 2009。「現代アラブの国家と社会」『西アジア史 I アラブ』(山川出版社, 2002年), 『中東 政治・社会』(編著, アジア経済研究所, 1991年), 『東アラブ社会変容の構図』(編著, アジア経済研究所, 1990年)。

アーイシェ・ブーラ (Ayşe Buğra) 第12章

1951年生。マクギル大学より博士号授与。現在、イスタンブールのボアジチ大学教授。専門は、経済学、経済発展論、比較社会政策。主著は、*On Economics and Human Behavior* (トルコ語, 1989), *State and Business in Modern Turkey: A Comparative Study* (State University of New York Press, 1994), *State, Market and Organizational Form* (Behlül Üsdikenと共編, Walter de Gruyter, 1997), *Islam in Economic Organizations* (TESEV/Friedrich Ebert Foundation, 1999) ほか。

編著者略歴

柳澤 悠 (やなぎさわ・はるか)

1944年生。東京大学大学院経済学研究科中退。博士(経済学)。東京大学東洋文化研究所教授、千葉大学法経学部教授などを経て、現在、東京大学名誉教授。主な著書は、『南インド社会経済史研究』(東京大学出版会)、*A Century of Change* (Manohar)。編著『現代南アジア 4 開発と環境』(東京大学出版会)のほか、共編著として、*Local Agrarian Societies in Colonial India* (Curzon Press), *Towards a History of Consumption in South Asia* (Oxford University Press) など。

栗田禎子 (くりた・よしこ)

1960年生。中東現代史専門。現在、千葉大学文学部教授。主要著作に『中東』(編著)、『戦後世界史』(共著)、『近代スーダンにおける体制変動と民族形成』(いずれも大月書店) など。

双書 持続可能な福祉社会へ：公共性の視座から 第4巻
アジア・中東
共同体・環境・現代の貧困

2012年7月30日 第1版第1刷発行

やなぎ さわ はるか
柳 澤 悠
編著者 くり た よしこ
栗 田 禎 子

発行者 井 村 寿 人

発行所 株式会社 勁 草 書 房

112-0005 東京都文京区水道2-1-1 振替 00150-2-175253
(編集) 電話 03-3815-5277/FAX 03-3814-6968
(営業) 電話 03-3814-6861/FAX 03-3814-6854
港北出版印刷・牧製本

© YANAGISAWA Haruka, KURITA Yoshiko 2012

ISBN978-4-326-34883-1 Printed in Japan



JCOPY < (株) 出版者著作権管理機構 委託出版物 >

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。
複写される場合は、そのつど事前に、(株)出版者著作権管理機構
(電話 03-3513-6969、FAX 03-3513-6979、e-mail: info@jcopy.or.jp)
の許諾を得てください。

* 落丁本・乱丁本はお取替いたします。

<http://www.keisoshobo.co.jp>